



リスク&ガバナンス法務ニュースレター(2024年7月)

July 2024

In brief

EUは、2024年7月12日、AIに関する世界初の包括的な法規制(Artificial Intelligence Act)として、Regulation (EU) 2024/1689(以下、「AI法」といいます¹。)を官報で公表しました。AI法案については、欧州委員会による2021年4月21日の公表後、日々急速に進歩する生成AI等に追従する形で議論が続けられていましたが、2024年5月21日にEU理事会(Council of the EU)が承認したことにより、遂にAI法として成立しました。

AI法は、2024年8月1日に発効し、その大半の規定については、2026年8月2日より施行されます(特定の規定については、異なる時期に適宜施行されます)。

AI法は、EU域内の企業のみならず、EU域内にてAIシステムや関連するサービスを提供している企業なども広く適用対象とするものであり、日本企業にとっても無視することができないものとなっています。そこで以下では、企業の観点から、必要と考えられる対応策についていくつかのステップに分けて整理しつつ、AI法の概要を説明します。

In detail

1. Step 1 AIシステム等の特定

AI法は、主に「AI system」(以下「AIシステム」といいます。)²と「general-purpose AI model(GPAI)」(以下、「汎用AIモデル」といい、AIシステムと併せて「AIシステム等」といいます。)³規制対象としており、AI法におけるそれぞれの定義は以下のとおりです。事業者⁴としては、まず、自らが開発・利用等しているAIを洗い出し、それらが定義に該当するかを確認する作業が求められます。

AIシステム (AI法3条1項)	様々なレベルの自律性で動作するように設計され、導入後に適応性を示す可能性があり、かつ、明示的又は黙示的な目的のために、提供を受けたインプットから物理的又は仮想的な環境に影響を与え得るアウトプット(予測、コンテンツ、推奨又は決定など)生成する法則を有する機械ベースのシステム
汎用AIモデル (同63項)	顕著な汎用性 ⁵ を示し、当該モデルが市場に展開される態様にかかわらず、広範で明確なタスクを適切に実行することができ、かつ、様々な下流のシステ

¹本ニュースレターにおいては、AI法を一部簡略化して記述しています。AI法の詳細については以下の原文(英語)をご確認ください。

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=OJ:L_202401689

² AI法によれば、規制の対象となる「AIシステム」の概念は明確に定義されるべきであり、法的確実性を有し、かつ国際的な収斂と広い許容性を有する一方で、急速な技術発展に対応できる柔軟性を維持する必要がある、AI研究に取り組む国際機関の活動と密接に連携すべきであるとされます(AI法前文(12))。これを受け、上記定義は、OECDによる「AI system」の定義を踏襲したものとなっています。

³ 当初、汎用AIモデルに関する規制はAI法の対象外とされていましたが、昨今の生成AIの爆発的な進歩に伴い、急遽規制の対象として組み込まれることになりました。

⁴ 本ニュースレターにおいて、「事業者」とは、提供者であるか利用者であるかの立場を問わず、AIシステム等に関与する事業者を指し、以下も同様とします。

⁵ 汎用性はパラメータの数によって決定されることもありますが、AI法によれば、少なくとも10億のパラメータを有し、大規模な自己監視機能を用いて大量のデータ学習をするモデルは、汎用性を示すと考えられるべきである、としています(AI法前文(98))。

ム又はアプリケーションに統合可能な AI モデル⁶(大規模な自己監視機能を有して大量のデータ学習をするものを含む。)
(ただし、上市前に行われる研究、開発又は試作品製造のために用いられる AI モデルを除く。)

なお、汎用 AI モデルは、AI システムに組み込まれる形で市場に展開されることも十分想定されますが、その場合は、AI システムに係る規制と汎用 AI モデルに係る規制が重疊的に適用されることとなります (AI 法前文(97))。

2. Step2 規制対象者の特定

AI 法は、AI システム等に関わる様々な利害関係者に適用されますが、主な規制対象者は以下のとおりです (AI 法 2 条 1 項(a)~(c))。

- ・ その設立・所在が EU 域内であるか否かを問わず、AI システムを EU 市場で上市し、又は実用化し⁷、若しくは汎用 AI モデルを EU 市場で上市する **Providers** (以下「**提供者**」といいます。)
- ・ EU 域内に設立された、又は所在する AI システムの **Deployers** (以下「**利用者**」といいます。)
- ・ AI システムによって生成されたアウトプットが EU 域内で利用される場合における、EU 域外に所在する AI システムの**提供者及び利用者**⁸

これを提供者及び利用者ごとに表にすると以下の形になります。

提供者		所在地	
		EU 圏内	EU 圏外
行為地	EU 圏内	以下の場合に適用 ・AI システムの上市・実用化 ・汎用 AI モデルの上市	以下の場合に適用 ・AI システムの上市・実用化 ・汎用 AI モデルの上市 ・AI システムの生成物の利用
	EU 圏外	適用外	適用外

利用者		所在地	
		EU 圏内	EU 圏外
	EU 圏内	以下の場合に適用 ・AI システムの利用	以下の場合に適用 ・AI システムの生成物の利用
	EU 圏外	以下の場合に適用 ・AI システムの利用	適用外

提供者及び利用者の定義は以下のとおりです。

主体	定義
提供者 (AI 法 3 条 3 号)	AI システム等を開発する、又は開発させ、有償・無償を問わず、自己の名称又は商標の下に、当該 AI システム等を上市し、又は実用化する自然人、法人、公的機関、代理店その他の団体
利用者 (同 4 号)	自己の権限に基づき、AI システムを使用する自然人、法人、公的機関、代理店その他の団体 (ただし、当該 AI システムを個人的かつ非専門的活動の過程で使用する場合を除く)

⁶ 大規模な生成 AI モデルは、汎用 AI モデルの典型例とされます (AI 法前文(99))。

⁷ 上市 (原文では "placing on the market") とは、EU 域内において、初めて AI システム又は汎用 AI モデルを使用可能な状態に置くことを意味します (AI 法 3 条 10 項)。また、実用化 (原文では "putting into service") とは、EU 域内において、提供者が意図した目的のために利用者に対して直接利用できるよう AI システムを提供することを意味します (AI 法 3 条 11 項)。

⁸ 具体例として、EU 域内に拠点を置く事業者が、ハイリスク AI システムによって実行される活動に関連して、域外の第三国に拠点を置く事業者へ特定のサービスを委託する場合があります。このような場合、当該事業者が第三国で利用する AI システムは、域内で合法的に収集され、域内から移転されたデータを処理し、当該処理の結果得られる生成物を EU 域内の事業者へ提供することとなります (AI 法前文(22))。

これらの主体については、EU 域内で設立されているかに関わらず、行為地を基準として AI 法の適用が判断されます。したがって、事業者は自らがどの種類の規制対象者に該当するかを確認した上で、Step 1 で洗い出した AI システム等について、どの地域で開発、上市、利用等しているかを確認する必要があります。

3. Step 3 適用除外該当性

AI 法は、特定の AI システム等について、適用除外規定を設けています。Step 1 及び Step 2 にて、規制の要件を満たす場合でも、適用除外に該当するときは規制を受けません。そこで、事業者としては、規制の対策に入る前にこれらの適用除外規定に該当しないか、確認する必要があります。

AI 法 2 条において規定される、AI 法の適用除外となる AI システム等として、主として以下のものがあります。

- ・ 軍事、防衛、国家安全保障の目的のみに上市、実用化又は利用される AI システム、又はアウトプットされた生成物が同目的のために EU 域内で利用される AI システム (3 項)
- ・ 第三国の公的機関又は第 1 項の規定により AI 法の適用対象となる国際機関であって、当該公的機関又は国際機関が、個人の基本的権利及び自由の保護に関して適切な保護措置を提供する場合 (4 項)
- ・ 科学的研究開発のみを目的として特別に開発され、又は実用化される AI システム又は AI モデル (その出力結果を含む。) (6 項)
- ・ AI システム又は AI モデルが上市又は実用化される前の研究、試験又は開発活動 (ただし、実社会における条件でのテストに用いられる場合を除く。) (8 項)
- ・ 純粋に個人的かつ非専門的活動の過程で使用される AI システム (10 項)
- ・ 無償のオープンソースライセンスでリリースされる AI システム (ただし、ハイリスク AI システムとして利用される場合等を除く。) (12 項)

また、後述 Step 4 のシステムの分類において、許容できないリスク・ハイリスク・限定リスクのいずれのリスクにも該当しない AI システムも規制を受けません。

4. Step 4 AI システムの分類

AI 法は、AI システムについて、そのもたらすリスクの大きさによりカテゴリーに分け、リスクが大きいものほど規制を重くする手法 (いわゆるリスクベースアプローチ) を採用しています。このカテゴリーによって事業者が採るべき措置が異なるため、事業者としては、自らが関与する AI システムについて、どのカテゴリーに該当するかを確認する必要があります。

各カテゴリーの内容は以下のとおりです。

(1) 禁止される AI プラクティス

最もリスクが大きいとされるカテゴリーは、禁止される AI プラクティス (Prohibited AI Practice) と呼ばれます (以下「禁止される AI プラクティス」といいます。)。人の身体的・心理的健康や経済的利益に対して重大な悪影響を及ぼす可能性があり、かつ人の行動を実質的に歪めることを目的とする、又はその様な効果を持つ AI システムがこれに分類されます (AI 法前文 (29) 参照)。具体的には以下の AI システムがこれに該当します (AI 法 5 条 (a) ないし (h))。

- ① サブリミナル技術を用いた AI システム (5 条 a)
- ② 個人等の脆弱性 (年齢・障害等) を悪用する AI システム (5 条 b)
- ③ ソーシャルスコアリングを個人等の悪評価に用いる AI システム (5 条 c)
- ④ プロファイリング等に基づき個人等の犯罪リスクの評価を行う AI システム (5 条 d)
- ⑤ インターネットや監視カメラから無制限に収集した画像を元に、顔認識データベースを作成する AI システム (5 条 e)
- ⑥ 職場や教育の場における、個人等の感情を推測する AI システム (5 条 f)⁹
- ⑦ バイオメトリクスデータを用いて、個人の人種・政治的意見・宗教的信条等の機微情報を推測する AI システム (5 条 g)¹⁰
- ⑧ 公衆がアクセス可能な空間における法執行目的でのリアルタイム遠隔生体認証システム (5 条 h)

11

⁹ ただし、医療・安全の目的のためのものは除きます。

¹⁰ ただし、法執行の分野において適法に取得したバイオメトリクスデータに基づく場合を除きます。

(2) ハイリスク AI システム

禁止される AI プラクティスに次いでリスクが高いとされるカテゴリーは、ハイリスク AI システム (high-risk AI systems) と呼ばれます (以下「**ハイリスク AI システム**」といいます。)。ハイリスク AI システムは、(i) AI 法の Annex I に列挙される各 EU 整合法令 (Union harmonisation legislation) のうち、適用を受ける製品又はその安全部品であって、それらの EU 整合法令に基づいて上市に際して第三者による適合性評価が必要とされるものと、(ii) AI 法の Annex III に列挙される 8 つの特定の分野における AI システム (個人等の意思決定に重大な影響を及ぼさない¹²など、健康・安全・基本的人権に重大なリスクとならないものは除きます。ただし、人のプロファイリングを行う場合には常にハイリスクとされます。) の 2 つに大別されます (AI 法 6 条 1 項ないし 3 項)。

(ii)において、Annex III で列挙されている 8 つの分野は以下のとおりです。

- | | |
|---|-----------------|
| ① | 生体認証 |
| ② | 重要インフラ |
| ③ | 教育・職業訓練 |
| ④ | 雇用・労働者管理 |
| ⑤ | 民間・公共サービスへのアクセス |
| ⑥ | 法執行 |
| ⑦ | 移民・亡命・国境管理 |
| ⑧ | 司法及び民主的プロセスの運営 |

(3) 限定リスクを伴う AI システム

AI 法は、限定的なリスクを伴う特定の種類の AI システムについて、透明性確保に関する義務の対象としています (以下「**限定リスクを伴う AI システム**」といいます¹³) (AI 法 50 条)。

具体的には、以下の AI システムが該当します。

- | | |
|---|-----------------------------|
| ① | 自然人とやりとりをすることを目的とする AI システム |
| ② | 音声、画像、動画又はテキストを生成する AI システム |
| ③ | 感情の認識又は生体の分類に用いられる AI システム |

(4) その他の AI システム

上記(1)ないし(3)以外の AI システムについては、現在の AI 法では規制の対象外とされます。

5. Step 5 適用される規制の特定

事業者は、Step 4 にて分類したカテゴリーに基づき、それぞれ異なるアプローチを行う必要があります。

(1) 禁止される AI プラクティス

禁止される AI プラクティスについては、上市し、実用化し、又は利用することが禁止されます。違反に対しては、35 百万ユーロ又は全世界における年間売上高の 7% のいずれか高い方の金額を上限とする制裁金が課されます (AI 法 99 条 3 項)。事業者は、かかるカテゴリーに該当する AI プラクティスを上市等していることが判明した場合、これをやめるか、又は別のカテゴリーに該当するよう修正等を行う必要があります。

(2) ハイリスク AI システム

AI 法は、ハイリスク AI システムについて、(i) システム自体について遵守すべき要件を規定するとともに (AI 法 8 条)、(ii) 提供者及び (iii) 利用者 に一定の義務を課しています。事業者は、かかるカテゴリーに該当する AI システムへの関与が判明した場合、その属性に従った措置を講じることが要求されます。

(i) ハイリスク AI システムが遵守すべき要件の概要は以下のとおりです。

¹¹ ただし、①特定の犯罪被害者(行方不明の子供等)の捜索、②重大かつ差し迫ったテロ活動の未然の防止、及び③一定の基準を満たす犯罪の実行者又は被疑者の発見を目的とする場合を除きます。

¹² 例えば、多数の情報の中から重複を検出するために使用される AI システムなどの、限定的なタスクを実行することを目的とする AI システムや、一度人間が作成した成果物を改善(表記の統一など)することを目的とする AI システムなどがこれに当たるとされます (AI 法前文 (53))。

¹³ AI 法上、限定リスクを伴う AI システムに関して、特段の定義は規定されていません。

システム要件	根拠条文	概要
① リスク管理システムの構築・実施	AI法9条	以下の各ステップから構成されるリスク管理システムを構築・実施する。かかるリスク管理システムについては定期的な見直しが要求される。 ・ 意図された目的に従って利用された場合の、健康・安全・基本的人権に対するリスクの特定・分析 ・ 合理的に予見可能な誤用リスクの特定・分析 ・ 市販後のモニタリングによるリスク評価 ・ 適切なリスク管理措置
② データガバナンス	同10条	データによるモデル学習技術を利用する場合、一定の品質基準を満たすデータセット等を用いて、学習・検証・テストを行う。
③ 技術文書	同11条	一定の要件を満たす技術文書を、上市又は実用化前に作成し、常に最新の状態を維持する。
④ 記録保存	同12条	システムの稼働期間にわたって、自動的にログを記録する機能を配備する。
⑤ 透明性の確保及び情報提供	同13条	利用者がシステムのアウトプットを解釈し、適切に利用することができるよう、透明性を確保するような方法で設計・開発する。また、利用者がアクセス可能な一定の要件を満たす利用説明書を添付する。
⑥ 人の監視	同14条	利用に際して、人が効果的に監視できるような方法で設計・開発する。
⑦ サイバーセキュリティ	同15条	適切なレベルの堅牢性を有するサイバーセキュリティを構築し、稼働期間中、常にその性能を発揮するよう設計・開発する。

(ii)ハイリスク AI システムの提供者の義務の概要は以下のとおりです。違反に対しては、15 百万ユーロ又は全世界における年間売上高の 3%のいずれか高い方の金額を上限とする制裁金が課されます (AI 法 99 条 4 項)。

① 遵守要件を満たす AI システムの提供	16 条(a)
② 名称・連絡先等の表示	16 条(b)
③ 品質管理システムの策定	16 条(c)、17 条
④ 技術文書の作成	16 条(d)、18 条
⑤ 自動的に生成されたログの保管 (管理下にある場合)	16 条(e)、19 条
⑥ 上市又は実用化前の適合性評価手続の履践	16 条(f)、43 条
⑦ EU 適合宣言書の作成	16 条(g)、47 条
⑧ CE マークの貼付	16 条(h)、48 条
⑨ EU データベースへの登録	16 条(i)、49 条
⑩ 是正措置の実行及び情報の提供	16 条(j)、20 条
⑪ (該当する場合)ログへのアクセス提供、要件遵守の証明	16 条(k)
⑫ アクセシビリティ要件への準拠	16 条(l)
⑬ EU 域内代理人の設置 (EU 域外の提供者に限る。)	22 条

(iii)ハイリスク AI システムの利用者の義務の概要は以下のとおりです。26 条違反に対しては、15 百万ユーロ又は全世界における年間売上高の 3%のいずれか高い方の金額を上限とする制裁金が課されます (AI 法 99 条 4 項)。

① 利用説明書に沿った利用のための技術的・組織的措置の実施	26 条 1 項
② 必要な能力を有する監督者の設置	26 条 2 項
③ データガバナンスの保証 (入力データを管理する場合)	26 条 4 項
④ モニタリングの実施及び関係者への通知	26 条 5 項

⑤	自動的に生成されたログの保管	26条6項
⑥	(職場でシステムを利用する場合)従業員代表等への通知	26条7項
⑦	EU法の定めるデータ保護影響評価の実施	26条9項
⑧	事前承認の取得 ¹⁴	26条10項
⑨	AIシステム対象者への通知 ¹⁵	26条11項
⑩	監督当局への協力	26条12項
⑪	基本的権利影響評価の実施	27条

(3) 限定リスクを伴うAIシステム

AI法は、限定リスクを伴うAIシステムについて、提供者及び利用者に透明性確保にかかる義務を課しています。したがって、事業者は、かかるAIシステムについて、提供者又は利用者として関与する場合に限り、そのAIシステムの内容によって、遅くとも最初の自然人との接触の時点までに、明確かつ判別可能な方法で、以下の透明性確保にかかる義務を履行する必要があります(AI法50条5項)。なお、ハイリスクAIシステムのうち、限定リスクを伴うAIシステムの要件も同時に満たすものについては、この透明性確保の義務が重畳的に課されます(AI法50条6項)。

システムの内容	根拠条文	透明性確保のための措置
自然人とやりとりをすることを目的とするAIシステム	50条1項	AIシステムとやりとりしていることを通知する。 (利用される状況及び文脈を考慮し、自然人から見て明らかな場合を除く。)
音声、画像、動画又はテキストを生成するAIシステム	同2項	人工的に生成されたものであることを生成物に表示する。
	同4項	ディープフェイク ¹⁶ の技術が用いられる場合は、それが人工的に生成されたものであることを開示する。 公衆に公共の利益に関する事項を伝える目的で公表されるテキストを生成する場合は、かかるテキストが人工的に生成されたものを開示する。
感情の認識又は生体の分類に用いられるAIシステム	同3項	適用される個人に対し、AIシステムが利用されていることを通知する。

(4) 汎用AIモデル

AI法は汎用AIモデルを、そのリスクの大きさに応じて(i)通常の汎用AIモデルと(ii)システムリスクを伴う汎用AIモデルの2つに分けた上で、後者に対しては、より厳しい義務を課しています。したがって、汎用AIモデルの提供者に該当する事業者は、当該汎用AIモデルがシステムリスクを伴う汎用AIモデルに該当するかを確認した上で、それぞれの義務を履行する必要があります。

ここで、「システムリスク」とは、最先端の高性能汎用AIモデルに特有のリスクであり、その対象範囲の大きさにより、又は公衆衛生、安全、治安、基本的権利、社会全体に対する実際の、又は合理的に予見可能な悪影響により、EU市場に重大な影響を及ぼし、バリューチェーン全体に大規模に伝播するものを意味します(AI法3条64項、65項)。具体的には、指標やベンチマークを含む、適切な技術的ツールにより、高い影響力を有すると評価されたもの¹⁷、又は欧州委員会が一定の基準に基づき、職権で認定したものがこれに該当します(同法51条1項)。

(i)通常の汎用AIモデルの提供者に課される義務の概要は以下のとおりです(AI法53条)。

- | | |
|---|---------------------------------------|
| ① | 一定の基準を満たす技術文書の作成 |
| ② | 汎用AIモデルを自社のAIシステムに統合しようとする提供者に対する情報提供 |

¹⁴ 犯罪捜査等のために事後遠隔バイオメトリクスを使用する場合

¹⁵ 自然人の意思決定のためにAIシステムを利用する場合

¹⁶ AIによって生成又は操作された画像、音声、映像コンテンツで、実在する人物、物体、場所に似ており、真実であると誤信させるものをいいます(3条60項)。

¹⁷ データ学習のための累積計算量が浮動小数点演算で10の25乗を超える場合は、システムリスクを伴うものと推定されます(AI法51条2項)。

- ③ EUにおける著作権に関する法令を遵守するためのガイドラインの策定
- ④ データ学習に利用される内容に関する概要書の作成・公表

(ii)システミックリスクを伴うAIモデルの提供者に課される義務の概要は以下のとおりです(AI法55条1項)。これらは上記(i)の通常の汎用AIモデルの提供者に課される義務と重畳的に適用されます。

- ① システミックリスクに該当することを認識してから2週間以内の欧州委員会への通知
- ② モデル評価の実施及びシステミックリスクの特定及び対策の文書化
- ③ システミックリスクが生じる可能性のある開発、販売、利用等に関するリスク評価及びその軽減措置の実施
- ④ 重大なインシデントに関する記録の作成及び当局への報告
- ⑤ 汎用AIモデル及びその物理的インフラに関するサイバーセキュリティの確保

6. Step 6 施行に向けた準備

AI法は、2024年8月1日に発効し、その大半の規定については、2026年8月2日に施行されます(AI法113条)。他方、AIシステム等のカテゴリーに応じた特定の規定については、以下のとおり、順次施行されます。

カテゴリー	施行日
第1章(総則)及び第2章(禁止されるAIプラクティス)	2025年2月1日(113条(a))
ハイリスクAIシステム	2027年8月2日(113条(c))
汎用AIモデル	2025年8月2日(113条(b))。ただし、2025年8月2日以前に上市した提供者については、2027年8月2日までに遵守を達成すれば足りる(111条3項)。

The takeaway

AIの利用等が企業にとって重要・不可欠な課題となる中、日本国内においては、2024年4月には経済産業省が『AI事業者ガイドライン』を、2024年5月には内閣府が『「AI制度に関する考え方」について』を公表するなど、AIに適用されるルールについての議論が活発化しています。AI法は、AIに関する世界初の包括的な法規制として制定されました。

上記のとおり、AI法は、AIの種類や関与の仕方次第では、日本企業も適用の対象となり得る上、今後の日本国内におけるAIに関する法規制の導入の議論にも多大な影響を及ぼすことが想定されます。日本企業としては、AI法の内容を把握した上で、自社のAIへの関与状況を踏まえて、自社に及び得る影響を特定した上で、規制遵守のための社内体制の整備等の適切な措置を講じていくことが求められます。

Let's talk

PwC 弁護士法人は、クライアントの法律顧問として、企業において日々生起する法的な問題の解決を継続的、総合的に支援します。

より詳しい情報、又は個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者若しくは下記までお問い合わせください。

PwC 弁護士法人

第一東京弁護士会所属

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-1-1 大手町パークビルディング

電話：03-6212-8001

Email: jp_tax_legal-mbx@pwc.com

www.pwc.com/jp/legal

- PwC ネットワークは、世界 100 カ国に約 4,000 名の弁護士を擁しており、幅広いリーガルサービスを提供しています。PwC 弁護士法人も、グローバルネットワークを有効に活用した法務サービスを提供し、PwC Japan グループ全体のクライアントのニーズに応じていきます。
- PwC Japan グループは、PwC ネットワークの各法人が提供するコンサルティング、会計監査及び税務などの業務とともに、PwC 弁護士法人から法務サービスを企業の皆様に提供します。

リスク&ガバナンス法務チーム

パートナー

弁護士

茂木 諭

satoshi.mogi@pwc.com

パートナー

弁護士・公認会計士

岩崎 康幸

yasuyuki.iwasaki@pwc.com

パートナー

弁護士

小林 裕輔

yusuke.y.kobayashi@pwc.com

弁護士

日比 慎

makoto.hibi@pwc.com

弁護士

水田 直希

naoki.mizuta@pwc.com

弁護士

阪本 凌

ryo.sakamoto@pwc.com

弁護士

蓮輪 真紀子

makiko.hasuwa@pwc.com

弁護士

望月 賢

ken.mochizuki@pwc.com

本書は法的助言を目的とするものではなく、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。個別の案件については各案件の状況に応じて弁護士・税理士の助言を求めて頂く必要があります。また、本書における意見に亘る部分は筆者らの個人的見解であり、当弁護士法人の見解ではありません。

© 2024 PwC Legal Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.